

令和6年度観光いばらき保守管理及び情報発信強化等業務の公募に係る説明書

令和6年3月1日に公告した標記委託業務に係る公募型プロポーザルの執行及び契約の締結にあたり、必要な手続き等については関係法令によるほか、この説明書によるものとする。

- 1 担当部局** いばらき観光キャンペーン推進協議会事務局
(茨城県営業戦略部観光物産課 誘客・フィルムコミッション担当 大和田)
〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6
電 話 029-301-3622 (直通) F A X 029-301-3629
E-mail kanbutsu2@pref.ibaraki.lg.jp

2 委託業務の概要

- (1) 委託業務名 令和6年度観光いばらき保守管理及び情報発信強化等業務
(2) 委託業務の目的 インターネットによる情報発信の重要性に鑑み、本県の豊かな観光資源や県産品を広く県内外に発信し、認知度、イメージの向上、誘客促進及び県産品の販路拡大を図るため、ホームページ「観光いばらき」
(<https://www.ibarakiguide.jp/>) 以下「ホームページ」という。)を運営するとともに、保守管理を行い、かつ、本県の魅力あるイベント情報や観光資源、県産品等の情報を発信する。
(3) 委託業務の内容 別紙仕様書のとおり
(4) 委託期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
(5) 見積限度額 金11,000,000円(消費税及び地方消費税額1,000,000円を含む)以内
なお、この金額は事業の規模を指示するものであり、予定価格を示すものではないことに留意すること。

3 参加者の資格に関する事項

当企画提案競争に参加しようとする者は、以下の要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
(2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
(3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項(平成8年茨城県告示第254号)に基づく競争入札参加資格があること。または、資格がない場合でも、過去茨城県が発注する業務において実績があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。
(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
(5) 茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号)第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

4 企画提案書の提出について

- (1) 提出物

- ① 企画提案提出書（様式第1号）
 - ② 資格要件に係る申立書（様式第2号）
 - ③ 企画提案書（任意様式）
 - ④ 見積書（任意様式）
 - ⑤ 会社概要
- (2) 提出部数
- ①、②及び⑤については、1部提出すること。
 - ③、④については、1冊の資料としてまとめ、無記名のもの（社名部分を隠したもの）を5部、社名を記載したものを1部提出すること。
- (3) 提出期限 令和6年3月18日（月） 午後4時（必着）
- (4) 提出先 いばらき観光キャンペーン推進協議会事務局
（茨城県営業戦略部観光物産課 誘客・フィルムコミッション担当 大和田）
〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6
電話 029-301-3622 FAX 029-301-3629
E-mail kanbutsu2@pref.ibaraki.lg.jp
- (5) 提出方法 持参又は郵送

5 企画提案書について

企画提案書の提案内容は、仕様書他関連資料の内容を踏まえ、作成にあたっては下記の事項に留意するものとする。

- (1) 企画提案書の用紙は、日本工業規格A4判とし、任意書式にて作成すること。なお、目次を作成し下部にページ番号をふること。
- (2) ページ数は50ページ（表紙・裏表紙・目次・図表等は含まない）以下とする。
- (3) 企画書提案書の最後に、CMS機能要件を盛り込むこと。
- (4) 企画提案書の内容は、「企画提案内容を審査するための評価項目」の項目に従って作成すること。各項目は記載必須項目であり、記入の無い項目がある場合、失格となる場合がある。
- (5) パンフレット等の補足資料は別綴じとし、冊子としてまとめるとともに、表紙に資料一覧を添付すること。（企画提案書のページ数には含まない。）
- (6) 提案は各参加者1提案とし、仕様書、その他関連資料の内容を含んだものとする。
- (7) 企画提案書中の文書及び図表は、専門知識を有しない者でも理解できるように分かりやすく平易な表現とし、難解な専門用語を使わなければならない場合は、必ず注釈を付すこと。
- (8) 提案書に記載する内容は、事業者が提案する提案見積費用内で実現できるものであること。
- (9) 仕様書等その他関係書類に記載している内容以上に、この業務の目的を達成するための有効な方法がある場合は、積極的に提案を行うこと。

6 業務委託者の選定

(1) 選定方法

担当部局内に設置する審査委員会において、提出された企画書を同項（2）の評価項目に基づき、審査（プレゼンテーションは実施しない）したうえで決定する。

(2) 企画提案内容を審査するための評価項目

①企画力	・特集記事等の年間更新計画が、茨城県の観光誘客に結びつくものとなっているか。
②デザイン力	・トップページの改修案について、デザイン性や機能性が仕様書の要件を満たしたものになっているか。
③妥当性	・提案内容（システム及び HP 更新方法・体制等）が業務の目的を達成するためにふさわしいものとなっているか。
④経済性	・適切な経費が見積もられているか。
⑤総合評価	・企画提案から受ける全体的な印象はどうか。

(3) 審査結果の通知

- ① 審査結果は、審査委員会終了後に通知する。
- ② 審査の内容については一切公表しない。
- ③ 結果についての異議申し立ては一切認めない。

(4) 業務委託の方法

茨城県は上記に基づき選定した事業者から再度見積書を徴し、見積金額が茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）第146条の規定に基づき作成する予定価格の制限の範囲内であった場合において、委託契約を締結します。なお、採用案を必要に応じ修正する場合がありますのでご了承ください。

7 質問の受付

- (1) 期 限 令和6年3月1日（金）～令和6年3月8日（金）午後4時まで
- (2) 受付方法 本説明書の内容に関する質問等については、質問書（様式第3号）により、担当部局への電子メールにて受付。
- (3) 質問内容 原則、当該委託業務に関することに限る。
(他事業者からの参加表明、企画提案書の提出状況等は回答しない。)
- (4) 回答方法 質問に対する回答は、質問者に対し電子メールにより回答する。また、回答内容については、令和6年3月11日（月）以降、観光いばらきホームページ上で公開する。
質問に対する回答最終公開日 令和6年3月13日（水）午後5時（予定）

8 その他留意事項

- (1) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、茨城県財務規則第138条第2項各号いずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する。
- (2) 書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書等は返却しない。
- (4) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。
- (5) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。
- (6) 採択された企画提案書の著作権はいばらき観光キャンペーン推進協議会と受託者が共同で保有する。
- (7) 企画提案の審査は提出された内容に基づいて行うが、採用決定後、必要に応じて提案された内容を変更する場合がある。
- (8) 契約書作成の要否 要

(様式第1号)

企 画 提 案 提 出 書

令和 年 月 日

いばらき観光キャンペーン推進協議会
会長 大井川 和彦 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

令和6年度観光いばらき保守管理及び情報発信強化等業務を受託したいので、別添のとおり関係書類を提出します。

記載責任者及び連絡先

(ふりがな) 氏 名	
担 当 部 署	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
Eメールアドレス	

(様式第2号)

資 格 要 件 に 係 る 申 立 書

令和 年 月 日

いばらき観光キャンペーン推進協議会
会長 大井川 和彦 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

いばらき観光キャンペーン推進協議会が実施する「令和6年度観光いばらき保守管理及び情報発信強化等業務」の企画提案競争の参加に要求される下記の資格要件をすべて満たしていることを申し立てます。

記

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
- 2 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- 3 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格があること。または、資格がない場合でも、過去茨城県が発注する業務において実績があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- 4 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- 5 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

(様式第3号)

いばらき観光キャンペーン推進協議会事務局

(茨城県営業戦略部観光物産課 誘客・フィルムコミッション担当 大和田)

TEL 029-301-3622

質 問 書

	業 務 名	令和6年度観光いばらき保守管理及び情報発信強化等業務
質 問 者	所 属	
	氏 名	
	連絡先 (電話・FAX・e-mail)	
質 問 内 容		